

その安全、 期限切れでは？

消防設備には「定期点検」が欠かせません。

万一のとき大丈夫？

確実な作動のために
定期点検と消防機関への
報告が消防法で
義務づけられています。

点検の時期はいつ？

機器点検は6ヶ月ごと、
作動させての総合点検は
1年ごとに。

だれが点検するの？

消防整備士など
専門知識のある
有資格者の点検が
必要です。



点検済証は、点検が適正に行われ、
機能が正常であることをお知らせしています。
点検済証シールで点検時期をご確認ください。

製造から10年を経過した消火器は、
全て耐圧性能点検が義務付けられています。



一般社団法人 石川県消防設備協会

〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目3番地 石川県鉄工会館3階

TEL(076)282-9144

<http://www.issk.or.jp>